

畜産業には、 水質汚濁防止法に基づき排水基準が適用されています

畜産業と排水基準

○畜舎排水を公共用水域（河川、湖沼、その他公共の用に供される水路等）へ排水する場合（雨水も含まれます）、「水質汚濁防止法」に基づく排水基準をクリアすることが必要です。

○対象となる施設（特定施設）

- ◆ 豚房 = 総面積 50 m²以上
- ◆ 牛房 = 総面積 200 m²以上
- ◆ 馬房 = 総面積 500 m²以上

特定事業場として届出が必要

○排水基準の主な項目

- ① pH(水素イオン濃度)
- ② 硝酸性窒素等
(アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物)
- ③ BOD(生物化学的酸素要求量)
- ④ SS(浮遊物質)
- ⑤ 大腸菌群数
- ⑥ 全窒素含有量
- ⑦ 全りん含有量

①、②: 全ての特定事業場が該当

③～⑤: 排水量が15m³/日以上
の特定事業場が該当

⑥、⑦: 排水量が50m³/日以上
の特定事業場が該当

※⑥～⑦は、環境大臣が定める河川（渡良瀬川等）及び湖沼（湯の湖等）に排出する場合に適用

硝酸性窒素等の暫定排水基準

○硝酸性窒素等の排水基準は100mg/Lですが、
畜産業には暫定排水基準が設定されています。

- ◆ 令和元年7月～令和4年6月まで 500mg/L

硝酸性窒素等と排水改善

○硝酸性窒素等は、人の健康への影響が懸念される有害物質の一つです。
○畜産業に対する目は厳しくなっており、地域に調和した畜産の経営継続のためにも、畜舎排水の水質改善は急務となっています。

畜舎からの排水の水質を測定・記録してください

水質汚濁防止法では、**排水水の測定に加え、測定結果の記録・保存が義務付けられています。**

(測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります)

栃木県では、測定項目、測定回数及び基準超過時の結果の報告について、「工場・事業場排水等自主管理要領」で定めています。

- ◇測定回数：**排出口ごとに月1回以上測定**し、所定の様式(省令様式第8)により記録し、**3年間保存**してください。
- * 計量法の登録を受けた民間の分析事業者に依頼してください。

様式第8 (水質汚濁防止法施行規則第9条関係)

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	測定項目		備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)					
pH							
BOD							
SS							
T-N							
T-P							
硝酸性 窒素等							

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

・排水基準が適用される項目について測定が必要
・pH、硝酸性窒素等は排水水の量にかかわらず対象

- ◇結果の報告：測定結果が排水基準を超えた場合は、所定の様式(要領様式第1)により、翌月末までに、市町環境担当課あてに報告してください。

- ◇罰則の内容：測定結果の記録・保存がされていない場合、または虚偽の記録をした場合、30万円以下の罰金となることがあります。
* 県等による立入検査により不適切な事項があった場合は所要の指導がなされます。

様式第1 工場排水等測定結果報告書

平成 年 月 日

環境森林(環境管理)事務所長 様
市 町 村 長 様

報告者 住 所
氏 名 事業場名 (印)

平成 年 月 日、採取した工場排水等の測定結果を次のとおり報告します。

試 料 名	採取場所	採取年月日	採取時刻
外 観			
臭 気			
水 温			
排 水 量			
分析項目	pH		
	BOD		
	SS		
特定施設等の使用状況			
分析機関名			

お問合せ先

○このリーフレットに関するお問い合わせは、
農政部畜産振興課 環境飼料担当 TEL 028-623-2350 FAX 028-623-2353
又は、最寄りの農業振興事務所

○水質汚濁防止法に関するお問い合わせは、
環境森林部環境保全課 水環境担当 TEL 028-623-3189 FAX 028-623-3138
又は、最寄りの環境森林(管理)事務所